

資料 5 - 1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
第 2 種区域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 3 振動規制法の特定施設に係る届出状況

(平成17年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											届 事 出 業 工 場 場 数
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コ ブ ロ ク ク リ マ シ ン ト 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	合 口 成 樹 脂 練 用 機	合 射 成 出 樹 成 脂 型 用 機	鑄 型 造 成 機	計	
四国中央市	48	395	20	35	3	17	67	0	19	0	604	117
新居浜市	169	198	17	0	3	15	18	3	7	2	432	103
西条市	36	329	7	519	20	9	10	0	73	6	1,009	112
今治市	88	163	2	4,192	4	7	33	0	6	5	4,500	258
東温市	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊予市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
大洲市	15	7	1	0	4	17	2	0	0	0	46	27
八幡浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇和島市	19	44	0	0	8	6	0	0	0	0	7	30
計	387	1,201	65	4,766	42	82	153	3	105	13	6,817	682

資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）、又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第 1 種区域。
 - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 6 振動規制法の特定建設作業に係る届出状況

作業区分 市町名	くい打機等 1 を使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破碎 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 を使用する 作業	計
四国中央市	2	0	2	5	9
新居浜市	6	0	0	2	8
西条市	10	0	0	1	11
今治市	1	0	0	18	19
東温市	0	0	0	0	0
伊予市	0	0	0	0	0
大洲市	1	0	0	0	1
八幡浜市	0	0	0	0	0
宇和島市	5	0	0	0	5
松前町	1	0	0	1	2
計	26	0	2	27	55

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成16年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制 区 域 の 区 分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市小松町新屋敷甲496	平成16年7月6日～7月7日	1	41	39	○	○	○
国道196号	西条市北条734-1	平成17年2月28日～3月1日	1	40	35	○	○	○
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成17年2月21日～2月22日	1	31	27	○	○	○
県道壬生川丹原線	西条市丹原町今井77-1	平成17年3月29日～3月30日	1	29	25	○	○	○
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成17年2月22日～2月23日	1	34	25	○	○	○
県道大洲長浜線	大洲市白滝甲214-1	平成16年11月17日～11月18日	1	34	30	○	○	○
第1種区域：6地点		要請限度達成地点数(小計)				6	6	6
		要請限度達成率(%)				100.0		
国道378号	大洲市長浜甲1026-2地先	平成16年11月17日～11月18日	2	37	32	○	○	○
国道11号	四国中央市川之江町4059	平成16年12月7日～12月8日	2	43	43	○	○	○
国道192号	四国中央市妻鳥町1173-1	平成16年12月7日～12月8日	2	31	28	○	○	○
国道11号バイパス	四国中央市妻鳥町2033-3	平成16年12月7日～12月8日	2	23	22	○	○	○
第2種区域：4地点		要請限度達成地点数(小計)				4	4	4
		要請限度達成率(%)				100.0		
要請限度達成地点数						10		
全調査地点数						10		
道路交通振動の要請限度達成率(%)						100.0		